

## 基金通信（事務局からのお知らせ）特別号

公認会計士企業年金基金  
( TEL ) 03-3515-8910  
( FAX ) 03-3515-8915

本号は次回 2 月 19 日送付の納入告知書（掛金増減計算書）に同封します

### 年金機構の帳票改定に伴う基金の対応について

平成 30 年 3 月から、日本年金機構（年金事務所）へ提出する各種申請・届出様式が変わりますが、日本年金機構（年金事務所）提出用の様式と一緒にになっている複写式の当基金の帳票は変更いたしません。そのため、当基金の複写式の様式を使用して日本年金機構（年金事務所）へ提出される場合は、これまで通り、基礎年金番号を記載しての提出をお願いします。

#### （日本年金機構への届出様式の変更）

平成 30 年 1 月 31 日付の厚生年金保険法施行規則等の改正により、平成 30 年 3 月から日本年金機構（年金事務所）へ提出する各種申請・届出等の様式の変更が行われました。これは、個人番号による各種手続を可能とするため、現在、基礎年金番号の記載が必要な帳票について、個人番号又は基礎年金番号のいずれかを記載する帳票（A4 タテ型）となります。なお、現在使用している基礎年金番号を記載する帳票について当面は使用可能です。

\* 日本年金機構（年金事務所）における変更内容は別記記載の参考を参照ください。

参考 <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H180131T0100.pdf>

#### （企業年金基金ではマイナンバーを扱えないため日本年金機構の新様式は使えません）

上記のようにマイナンバー活用に伴い日本年金機構（年金事務所）で使用する帳票が改定されますが、企業年金基金においては、税の分野のみの適用となっているため間接的にも個人番号を取扱うことができません。そのため、当基金で使用している日本年金機構（年金事務所）提出用の様式と一緒にいる複写式の帳票を、変更する予定はありません。

#### （当面は現行帳票を使用しますが、将来的には基金独自帳票に変えざるを得ません）

当面は現行の基礎年金番号のみ記載の帳票も使用可能となっておりますので現行の帳票で行いますが、将来的には日本年金機構（年金事務所）提出用の様式と一緒にいる複写式の帳票は廃止し、基金独自の帳票へ切り替えを行うこととしております。新帳票の内容、切り替え時期などの検討をしており、変更内容等につきましては、決定次第、順次ご連絡致しますので、ご協力を宜しくお願い致します。

なお、加入者氏名変更届（新帳票）については以下の対応を致します。

### 加入者氏名変更届（新帳票）について

#### （基金独自様式の加入者氏名変更届を案内します）

加入者の氏名変更については平成 30 年 3 月から原則、年金事務所への届出は不要とな

りましたが、当基金へは引き続き届出をお願いします。そのため基金独自の「加入者氏名変更届」(A4 ヨコ 1枚8名記入可)を作成しホームページに新帳票\*(エクセル)を掲載しておりますのでご活用ください。紙ベースの新様式の帳票については、請求いただければ送付いたします。(\*ホームページの申請書ダウンロードに掲載しています)なお、現在使用している「加入者氏名変更(訂正)届」も引き続き使用が可能です。

## 参 考

### マイナンバー法の社会保険分野の適用に伴う年金事務所の帳票・事務処理の変更

厚生年金保険法施行規則等の改正があり年金関係の行政手続において順次個人番号を利用することとしていることに伴い、平成30年3月から年金関係の各種申請・届出等の様式に個人番号を記載できる欄を設けるなどの改正が行われます。主な変更内容は以下のとおりです。

#### ①各種届書等の記載事項への個人番号の追加

適用関係書類において、現在、基礎年金番号を記載しなければならないこととされているものについて、基礎年金番号ではなく個人番号による各種手続を可能とするため、個人番号又は基礎年金番号のいずれかの記載が必要となります。

改定される主な帳票

被保険者資格取得届(A4タテ型へ変更)、被保険者資格喪失届(A4タテ型へ変更)、70歳到達届(新設)、被保険者月額算定届(70歳以上のみ)、被保険者月額変更届(70歳以上のみ)、被保険者賞与支払届(70歳以上のみ)、被保険者氏名変更(訂正)届 他

注) 公認会計士企業年金基金で現在、複写式帳票で提供している5帳票(資格取得届、資格喪失届、算定届、月額変更届、氏名変更届)については新様式での提供は行わない予定です。

#### ②各種届出書等に生年月日確認書類の添付を求める場合の限定

注) 公認会計士企業年金基金では適用関係の帳票についての確認資料の添付は不要です。

#### ③被保険者及び受給権者の氏名変更届、住所変更届等の省略

氏名又は住所を変更したときに地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができない場合に限り提出することになります。

注) 年金事務所への氏名変更の届出が不要の場合でも、基金へは従前とおりの変更の届出は必要です。前頁でも連絡しておりますが、3月中旬に公認会計士企業年金基金でのみ使用する新様式の氏名変更届を案内致します。なお、加入者の住所は基金では管理していませんので、従前とおりの変更の届は不要です。

#### ④遺族厚生年金の受給権者の氏名変更届への氏名変更の理由の記載

#### ⑤年金手帳等の再交付に係る申請契機の追加 他